

【J A 教育ローン】

とびあ浜松農業協同組合

商品名	J A教育ローン														
お使いみち	<p>○就学子弟の入学金、授業料、学費、およびアパート家賃等の教育に関する全ての資金（借入申込日から2か月前までに支払済みとなった資金も含む。）であり、資金用途が確認できるものとします。</p> <p>○現在、他金融機関からお借入中（1年以上経過）の教育資金の借換資金。</p>														
お借入資格	<p>○地区内に在住又は在勤の方で、当J Aの組合員の方。</p> <p>○教育施設（日本政策金融公庫「国の教育ローン」の対象校に準じます。ただし、外国の教育施設の場合は、J Aから振込可能な場合に限定した取扱いとします。）に就学予定または就学中のご子弟がいる方。</p> <p>○お借入時の年齢が満20歳以上満66歳未満であり、最終返済時年齢が満71歳未満である方。</p> <p>○前年度税込年収が150万円以上の方。（自営業の方は前年度税引前所得とします。）</p> <p>○勤続（又は営業）年数が6か月以上の方。</p> <p>○団体信用生命共済に加入できる方。（共済掛金は当J Aが負担します。）</p> <p>○当J Aが指定する保証機関の保証が受けられる方。</p> <p>○その他当J Aが定める条件を満たしている方。</p>														
お借入金額	○10万円以上1,000万円以内（1万円単位）とし、所要金額の範囲内とします。														
お借入期間	○6か月以上15年（在学期間+8年6か月）以内。据置期間は最長6年6か月（卒業予定年月）。														
お借入利率	○固定金利を適用いたします。当初借入利率を最終返済時まで適用いたします。														
ご返済方法	○元利均等返済（毎月返済方式、年2回返済方式および特定月増額返済方式のいずれか） ただし、特定月増額返済は借入金額の50%以内（10万円単位）となります。														
担保	○不要です。														
保証人	○静岡県農業信用基金協会の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。														
保証料	<p>○ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます（0.8%または1.0%）。</p> <p>【お借入額100万円あたりの一括支払保証料（0.8%）（例）】</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>お借入期間</td> <td>1年</td> <td>5年</td> <td>10年</td> <td>15年</td> </tr> <tr> <td>保証料</td> <td>4,336円</td> <td>20,541円</td> <td>41,234円</td> <td>62,393円</td> </tr> </table>					お借入期間	1年	5年	10年	15年	保証料	4,336円	20,541円	41,234円	62,393円
お借入期間	1年	5年	10年	15年											
保証料	4,336円	20,541円	41,234円	62,393円											
手数料	○お借入後5年以内に繰上返済を行う場合には、3,300円（消費税込）の手数料が掛かります。 J Aネットバンクによる一部繰上返済の場合は、無料です。														
その他	<p>○ご融資対象子弟が高校から短大または大学等に進学される場合には、乗換融資をご利用いただけます。乗換融資とは、当J Aで進学前の教育施設にかかる教育資金をご融資している場合に、進学後の教育施設における条件に応じて新規にご融資を行い、既貸付金を全額繰上返済いただくことをいいます。</p> <p>○お申込みに際しては、当J Aおよび当J Aが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当J Aの融資窓口までお問い合わせください。</p>														
苦情処理措置 および紛争解	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当J A本支店または金														

【JA 教育ローン】

とびあ浜松農業協同組合

決措置の内容	<p>融推進部 推進企画課(電話：053-476-3121)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所(電話：03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、静岡県弁護士会あっせん・仲裁センターで紛争の解決を図ることも可能です(JAバンク相談所を通じての利用となります。)ので、利用を希望される場合は、上記金融推進部 推進企画課またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p>
--------	---